

令和4年度

室蘭建設管理部発注工事又は委託業務の契約者 様

北海道胆振総合振興局長

北海道職員等の内部通報制度について（依頼）

平素より道政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公益通報者保護法の改正等に鑑み、令和4年6月1日から通報等を行うことができる方の範囲が拡大され、北海道との契約に基づいて行う事業（知事部局に係るものに限る。）に従事する労働者や派遣労働者の方についても、通報等を行うことができるようになりました。

つきましては、北海道の工事又は業務に従事する貴事業所の従業員の方や関係する事業所等に対し、別添リーフレットのほか、北海道のホームページを活用するなどして、本制度を周知いただきますよう、御協力をお願いします。

記

- 北海道のホームページ掲載場所

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/113559.html>

北海道職員等の内部通報制度

北海道では、迅速な業務改善や不正の未然防止などを図り、効率的で公正な職務執行を確保するため、「北海道職員等の内部通報制度」を設けています。

対象範囲

○窓口に通報を行うことのできる者

- ・知事部局に属する一般職の職員及び特別職の職員（退職後1年以内の者を含む）
- ・北海道との契約に基づいて行う事業（知事部局に係るものに限る。）に従事する労働者及び派遣労働者（通報の日前1年以内に従事していた者を含む）

○対象とする通報

秘密は厳守します。

職員等の職務上の行為が法令等に違反している事実が生じ又はまさに生じようとしている旨の通報を対象とします。

※「他人の正当な利益又は公共の利益を害するもの」「勤務条件に関するもの」は通報の対象外

通報の方法

庁内窓口 北海道総務部行政局改革推進課

○通報方法 ①文書 ②電子メール ③電話 ④面談

※通報内容を正確に把握するため、できる限り①、②のいずれかの方法により通報願います。

○文書のあて先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部行政局改革推進課

<通報関係書類在中> ←必ず記入してください

○電子メールアドレス teian.tsuhou@pref.hokkaido.lg.jp

件名「内部通報関係」

○電話 011-204-5002（直通）※内部通報窓口への電話であることを伝えてください。

令和4年11月1日から、庁内窓口（北海道総務部行政局改革推進課）に加え、外部窓口を設置し、通報を受け付けています。

外部窓口 弁護士 迫田 宏治（さこだ法律事務所）

○通報方法 ①文書 ②電話 ③面談

※通報内容を正確に把握するため、できる限り①の方法により通報願います。

※面談を希望する場合は、事前に電話での予約をお願いします。

※外部窓口で受け付けた通報は、通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿した上で、庁内窓口へ報告されます。

○文書のあて先

〒060-0042 札幌市中央区大通西14丁目1-9 ダイアパレス大通204

さこだ法律事務所

<北海道職員等通報関係書類在中> ←必ず記入ください

○電話 011-223-1112 ※内部通報窓口への電話であることを伝えてください。